

第1章 都市計画マスタープランの概要

1 都市計画マスタープラン策定の趣旨

高梁市都市計画マスタープラン（以下「本マスタープラン」という。）は、都市計画法第18条の2に基づいて定める、本市の都市計画に関する基本的な方針です。

高梁市（以下「本市」という。）では、平成16年に1市4町が合併し、その後、「高梁市総合計画」などの上位計画を策定し、「健幸都市 たかはし」を都市像として掲げ、計画的なまちづくりを進めています。

少子高齢化の進展に伴う人口減少や、「平成30年7月豪雨災害」からの復旧・復興や地域防災力の強化、環境問題に加え、新型コロナウイルス感染症の流行による人々の行動変容等で、大きく変化する社会情勢への対応が求められています。また、急速な情報通信技術の発展は、社会経済や日常生活に大きな変革をもたらしています。

これらの様々な課題や変化に対応している上位計画と連携が図られたまちづくりを進めるため、本マスタープランを策定するものです。



都市計画法第18条の2（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域^{*}の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2 都市計画マスタープランの役割

- 将来都市像、まちづくりの理念、まちづくりの方針を示します
- 協働^{*}によるまちづくりを推進する一助とします
- 都市計画の決定や変更の指針とします

本マスタープランは、具体的な計画や事業内容を示すものではありませんが、今後の都市計画に関する各種個別の方策や事業は、本マスタープランに基づいて実施していくこととなります。

本マスタープランに示す将来都市像や取組の方向性を、市民・事業者・まちづくり活動団体（以下「市民等」という。）と行政が共有し、「協働によるまちづくり」を進めていきます。

※都市計画区域：都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として県が指定した区域のこと。

※協働：市民等と市が、相手の立場や違いを尊重し、一人ひとりが当事者意識を持ち、責任や役割分担を明確にし、同じ目的のために共に考え、行動すること。

3 都市計画マスタープランの位置づけ

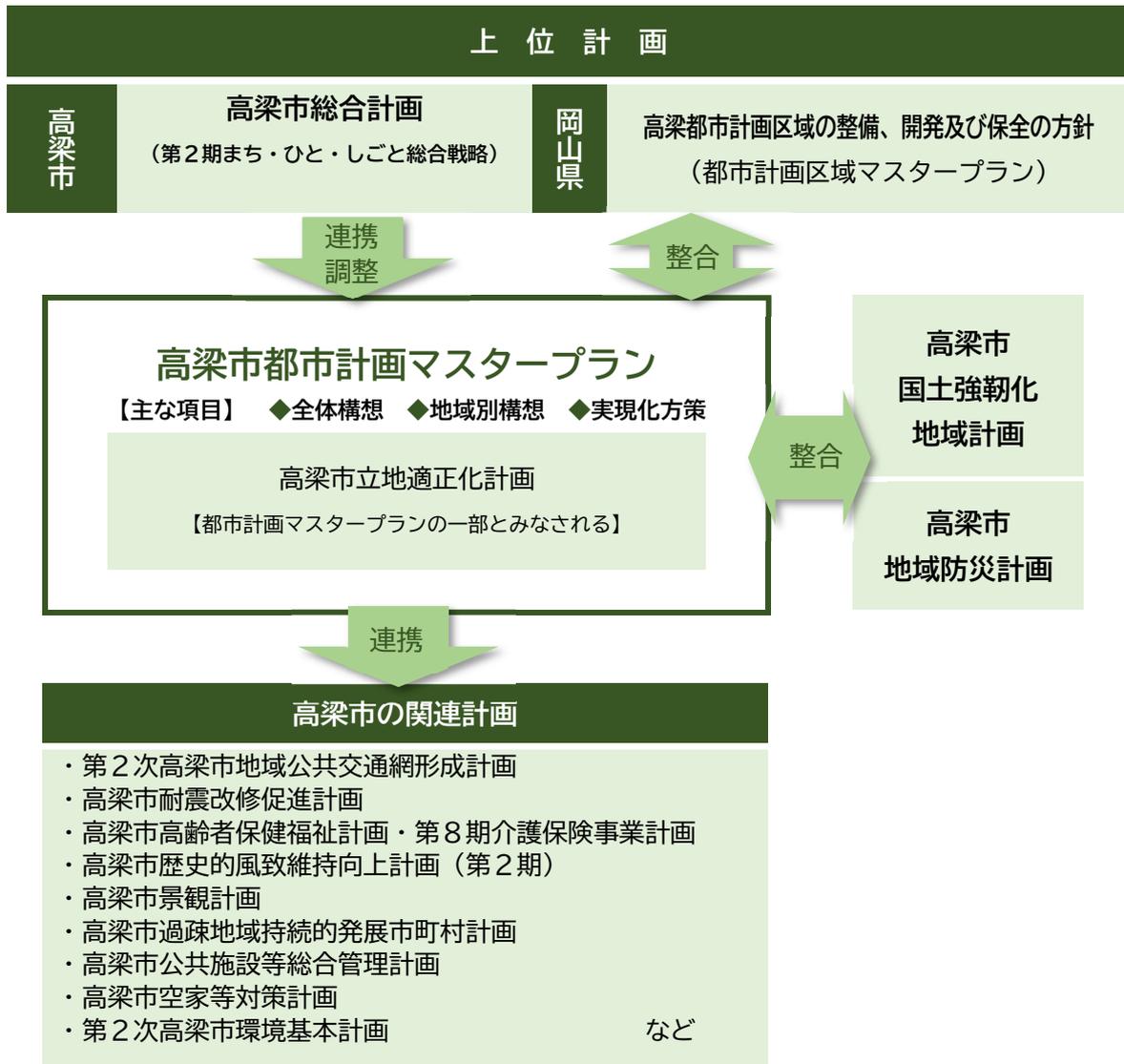
高梁市総合計画（第2期まち・ひと・しごと総合戦略）や岡山県が定める都市計画区域マスタープラン等の上位計画に即して定めます

本マスタープランは、本市が定める「高梁市総合計画（第2期まち・ひと・しごと総合戦略）」と、岡山県が定める「高梁都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を上位計画とし、他分野の計画と整合するものです。

今後、本市の都市計画に関する具体的な方策や事業は、本マスタープランに基づいて実施していくこととなります。

また、持続可能な社会の実現に向けた国際目標である「SDGs」の目標と関連づけて、施策の展開を図ります。

都市計画マスタープランの位置づけ



💡 都市計画マスタープランとSDGsについて

平成27年（2015年）に国連において採択され、「2030アジェンダ」に掲げられたSDGs（Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す持続可能な開発目標」のことであり、持続可能な世界を実現するために17のゴールと169のターゲットから構成され、経済・社会・環境を包含する統合的な取組を示しています。

国は、「SDGs実施指針改定版」（令和元年12月20日）において、「現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されている」としています。

そこで、本マスタープランでは、まちづくりの方針とSDGsの目標を関連づけ、SDGsの推進を図ることとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 上位・関連計画

高梁市総合計画（第2期まち・ひと・しごと総合戦略） （令和3年3月 基本構想・前期基本計画策定）

【基本構想の期間】

令和3年度（2021年度）～ 令和12年度（2030年度）

【都市像】

けんこうとし
健幸都市 たかはし

【まちづくりの基本理念】

“つながり”から創る心豊かなまちづくり

【基本方針】

1. 地域産業・地域資源を活かした活力あるまち
2. 美しい自然環境と快適な生活基盤が調和した安心・安全のまち
3. 心のつながりを大切に支え合い助け合う健康のまち
4. たくましく豊かな心を未来へつなぐ学びのまち
5. 多様な主体との連携・協働による持続可能なまち

【施策体系】

基本方針	政策	施策
1	1. 地域産業の振興と安心して働ける環境づくりを進めます	①農林水産業の振興 ②農山村の振興 ③商工業の振興 ④新たな産業の創出と雇用環境の充実
	2. 観光交流人口を拡大しにぎわいあるまちづくりを進めます	①観光の振興
2	1. 自然を守り環境にやさしいまちづくりを進めます	①環境保全対策の推進 ②循環型社会の形成
	2. 安心・安全なまちづくりを進めます	①生活安全対策の充実
	3. 都市機能の維持と快適な住環境の整備を進めます	①都市機能の維持・確保 ②公共交通手段の確保 ③社会インフラの充実
3	1. 健康で心豊かに暮らせる環境を整えます	①健康づくりの推進 ②地域包括ケアシステムの推進 ③地域医療体制の充実 ④感染症対策の推進
	2. 安心して子どもが生まれ育つことができる環境を整えます	①子育て支援の充実
	3. みんなで支え合い助け合う地域福祉活動を進めます	①障害者（児）福祉の充実 ②高齢者福祉の充実 ③地域福祉活動の推進
4	1. 心身ともにたくましい子どもが育つ学校教育を進めます	①学校教育の充実 ②教育体制・環境の整備
	2. 生涯学習の機会を広げ文化・スポーツの振興を図ります	①生涯学習の推進 ②文化財の保存と活用 ③スポーツの振興
	3. 人権を大切に共生のまちづくりを進めます	①人権尊重・男女共同参画社会の実現 ②多文化共生社会の実現
5	1. 市民が主役のまちづくりを進めます	①市民が主役のまちづくりの推進 ②公聴広報の推進
	2. 産学官民連携のまちづくりを進めます	①学園文化都市づくりの推進
	3. 持続可能な行財政運営を行います	①時代に対応した行政経営の確立

高梁都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン） （岡山県 平成 29 年 3 年公示）

【都市づくりの基本理念】

歴史・文化を生かした、県中西部の中心にふさわしい魅力的な都市づくり

【都市づくりの方針】

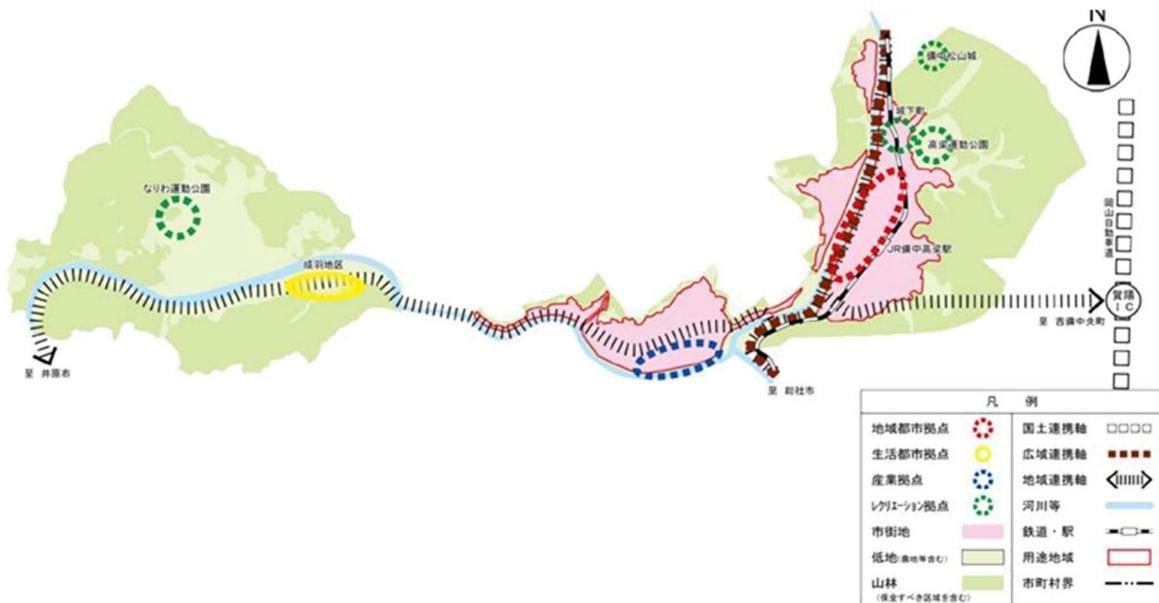
- 人口減少・少子高齢社会に対応する持続可能な都市づくり
- にぎわいのある中心市街地の形成と地域の利便性を維持する都市づくり
- 安全・安心で暮らしやすい都市づくり
- 環境にやさしい都市づくり
- 産業振興による活力のある都市づくり
- 個性と魅力あふれる都市づくり
- 連携による相互補完を目指した都市づくり

【将来都市構造】

拠点	地域都市拠点※1	・備中高梁駅周辺地区は、近隣都市との機能分担を図りながら、県中西部の中心としての都市機能の維持・充実を図る。
	生活都市拠点※2	・成羽地区は日常生活の拠点機能を担う地域として、住民に身近な都市機能の維持に努める。
	産業拠点	・落合地区の既存工業地等を産業拠点として位置づけ、産業機能の集積を図る。
	レクリエーション拠点	・高梁運動公園及びなりわ運動公園は、スポーツ・レクリエーションの拠点としての機能の充実と活用の促進を図る。 ・備中松山城と城下町は、歴史的景観を生かした観光レクリエーションの拠点として、景観の保全と活用の促進を図る。
軸	広域連携軸	・本区域と新見方面、岡山・倉敷方面を結ぶ国道 180 号や J R 伯備線を広域連携軸と位置づけ、都市圏間の連携強化を図る。
	地域連携軸	・本区域の各拠点や隣接市町を結ぶ幹線道路を地域連携軸と位置づけ、本区域内や隣接市町との連携強化と岡山自動車道や広域連携軸へのアクセス強化を図る。
	水辺軸	・本区域を流れる高梁川、成羽川を水辺軸として位置づけ、水と自然にふれあう場としての充実に努める。

※1 市町域程度の圏域を持ち、行政機能などが一定以上集積している市街地

※2 地域コミュニティの拠点となり、買物、医療、教育など、日常生活に必要な機能の集積が見られる地区



【目標年次】

令和22年度（2040年度）

【まちづくりの基本方針】

『備中高梁の歴史・文化を受け継ぐ持続可能なまちづくり』

【まちづくりの目標】

地域の個性を活かした持続可能で快適な居住空間の確保【人口密度の維持】

日常生活を支える利便性の確保【都市環境の集積】

城下町の歴史・文化を活かした中心市街地の活性化【拠点性の強化】

各地域を繋ぐ効率的・効果的な公共交通ネットワークの構築【公共交通の確保】

豊かな自然と調和した安全・安心なまちづくり【防災・減災】

【市域全体の将来都市構造】

～拠点の連携【公共交通ネットワークの構築】～

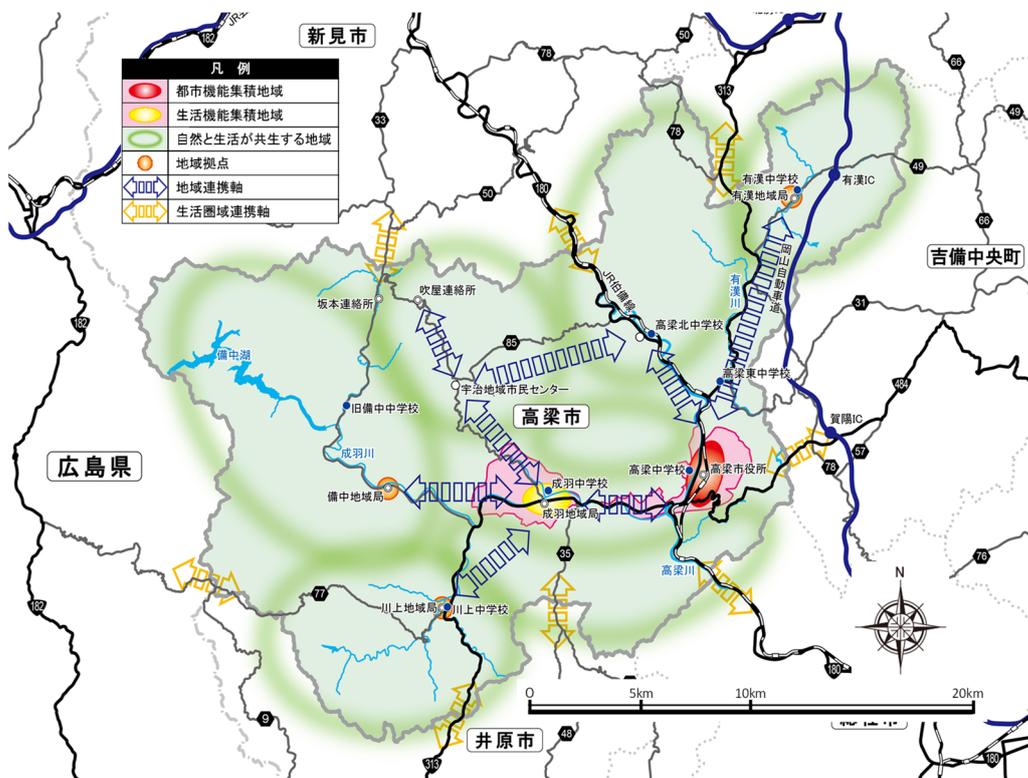
本市では、県下でも特に人口減少や少子高齢化が著しい現状への対策として、各地域の個性を活かした集約化を図りつつ、これらの地域拠点を繋ぎ連携する“多極連携型・集約まちづくり、歴史都市『備中高梁』”を将来都市構造の目標とし、長期的なまちづくりに取り組んでいきます。

～「小さな拠点」づくりによる生活利便性の確保【都市機能の集積】～

歴史的・地形的な背景から、集約型の市街地が形成されている高梁地区と成羽地区において、集積している都市機能の充実と強化を図るとともに、旧町の地域拠点においては、生活に必要な機能を集積し、地域特性を活かした「小さな拠点」づくりに取り組みます。これらの地域拠点を核に地域内外の相互連携を図り、日常生活の利便性を確保し、各地域拠点と高梁・成羽地区のネットワークを強化することで、市域全体の中核的役割と地域の暮らしを支えます。

【市域全体の将来都市構造】 地域の個性を繋ぐ、活力ある持続可能なまちづくり

～多極連携型・集約まちづくり、歴史都市『備中高梁』～



高梁市国土強靱化地域計画（令和2年3月策定）

【計画期間】

令和2年（2020年）～ 令和6年（2024年）

【基本目標】

1. 人命の保護が最大限図られる
2. 行政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される
3. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる
4. 迅速な復旧・復興を可能にする

【事前に備えるべき目標】

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 人命の保護が最大限図られること 2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること 3. 必要不可欠な行政機能を確保すること 4. 必要不可欠な情報通信機能を確保すること 5. 経済活動を機能不全に陥らせないこと 6. 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること | <ol style="list-style-type: none"> 7. 重大な二次災害を発生させないこと 8. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること 9. 住民一人ひとりが防災、減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること |
|---|--|

【重点化する取組事項】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	主な取組内容
1	人命の保護が最大限図られること	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅、病院施設等の耐震化 ・ 社会福祉施設、公立学校施設等の耐震化・老朽化対策
		異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川が大規模に氾濫する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治水対策 ・ 警戒避難体制の整備
		大規模な土砂災害等による多数の死傷者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害施設の整備・老朽化対策 ・ 農山村地域における防災対策
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期に停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援物資等の供給体制の確保 ・ 食料生産体制の強化
		自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等が絶対的に不足する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部機能の強化 ・ 救助・救急活動等の体制強化
		劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理により、多数の被災者の健康状態が悪化し死者が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援物資等の供給体制の確保 ・ 防災拠点の整備 ・ 感染症対策
4	必要不可欠な情報通信機能を確保すること	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政情報連絡体制の強化 ・ 住民等への情報伝達強化 ・ 情報通信の確保
5	経済活動を機能不全に陥らせないこと	サプライチェーンの寸断等により企業の生産力が低下する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業における業務継続体制の強化 ・ 物流機能の維持・確保
		社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー供給体制の強化 ・ 道路施設の防災対策
		基幹的陸上交通ネットワークが長期間にわたり機能停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路施設の防災対策
		食料等の安定供給が停滞する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災農業者への金融支援 ・ 食料流通機能の維持・確保 ・ 食料生産体制の強化
6	必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能が停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー供給体制の強化 ・ 再生可能エネルギーの導入促進
		上水道等の供給が長期間にわたり停止する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の防災対策
7	重大な二次災害を発生させないこと	市街地での大規模火災が発生する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火対策・消防力強化
		農地・森林等の荒廃による被害が拡大する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荒廃農地の発生防止・利用促進 ・ 森林資源の適切な保全管理
9	住民一人ひとりが防災、減災への備えに取り組み、自助・共助に基づく地域防災力を高めること	市民の防災意識が低い状況による被害の拡大や、人口減少、少子高齢化等の進行による、地域防災力の低下が生じ、地域での災害対応が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識の啓発・地域防災力の向上

第1章 概要

第2章 現状と課題

第3章 将来都市像

第4章 分野別方針

第5章 地域別方針

第6章 実現化方針

【計画の目的】

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、高梁市防災会議が高梁市の地域に係る地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

【計画の構成】



【都市防災対策の方針】

都市計画区域における、災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した、都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

1. 都市施設の整備促進

都市開発事業の区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、防災面に配慮した道路、公園、下水道等の都市施設の整備を推進する。

(ア) 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

(イ) 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ機能整備を図る。また、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

2. 都市排水対策の推進

浸水に強い安全で安心なまちづくりのために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。
また、公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り、予想される被害を未然に防止する。

3. 都市防災対策の推進

準防火地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改良事業の推進並びに災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

4. 防災建築物の整備促進

都市計画区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

(ア) 公営建築物の不燃化、耐震化

市営住宅、学校等の公共建造物の不燃化、耐震化を図る。

(イ) 優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

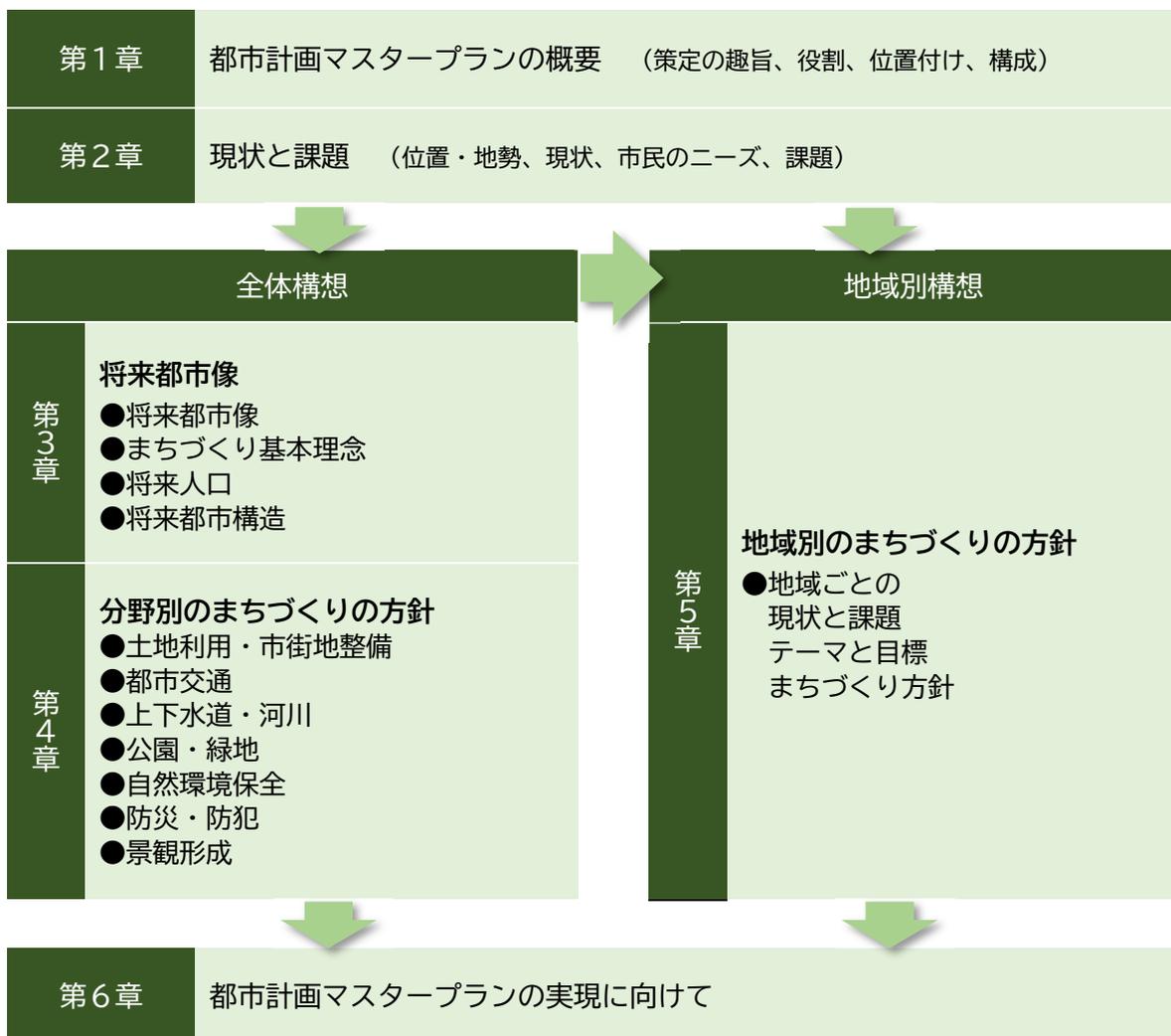
5 都市計画マスタープランの構成

5-1 構成

「全体構想」と「地域別構想」の2つの視点でまちづくりの方針を示します

本マスタープランは、まず、策定の趣旨、役割、位置づけを示し、本市の現状と課題を整理した上で、「全体構想」と「地域別構想」により、まちづくりの方針を示す構成としています。

「全体構想」では、本市全体の将来都市像と分野別のまちづくりの方針を、「地域別構想」では、地域ごとの現況と課題に応じたまちづくりの方針を示し、最後に、その実現に向けた取組の方向性を示しています。



5-2 対象区域

対象区域は、高梁市全域とします

都市計画法のもとで都市計画を定め得る範囲は、原則として本市の都市計画区域※内となることから、本マスタープランにおいても都市計画区域内について重点的に検討します。

ただし、より広域的な視点で、都市計画以外の分野の取組と一体となって、市全域のまちづくりを総合的に進めていくことも必要であるため、高梁市全域を対象とします。

5-3 目標年次

目標年次は、令和22年（2040年）とします

都市計画マスタープランは、長期な都市像を展望して策定するものです。

策定年次を令和5年（2023年）、目標年次を本マスタープランの一部とみなされる高梁市立地適正化計画と同じ年次、令和22年（2040年）とします。また、社会情勢の変化や上位計画等との整合を図るため、10年目にあたる令和12年（2030年）を中間年次とした上で、概ね5年ごとに検証を行い、必要に応じて見直しを行うこととします。

